

令和 年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 所在地

名 称

代表者

（個人にあつては、住所及び氏名）

誓約書

私は、高松市中小企業等省エネ化・コスト削減機器等導入事業補助金の交付を申請するに当たり、次の事項について誓約します。

記

- 1 申請者は、市内に本社又は主たる事業所（個人の場合にあつては、住所）を有する中小企業者又はその他の法人であつて、今後も事業を継続する意思を有する者であることに相違ありません。
- 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者ではありません。
- 3 事業実施に必要な許認可を受けていない者又は事業実施に必要な関係法令に定める要件を満たさない者ではありません。
- 4 国、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人ではありません。
- 5 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業（店舗型性風俗特殊営業に限る。）に係る同条第13項に規定する「接客業務受託営業」を行う事業者ではありません。
- 6 政党その他の政治団体ではありません。
- 7 宗教上の組織又は団体（ただし、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可又は食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項の許可を受けている組織又は団体であつて、宿坊等を運営するものを除く。）ではありません。
- 8 法人格のない任意団体ではありません。
- 9 申請者は、補助金の交付の申請をする事業について、本市、国、県その他各種団体等から別の補助金を受けた、又は受ける者ではありません。
- 10 申請者は、市長が、必要があると認め、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業等の執行状況について実地検査をさせるときは、これを受けます。また、市監査委員から要求があるときはいつでも監査を受けます。
- 11 申請書類に記載された情報は、必要に応じて関係行政機関に提供されることに同意します。
- 12 申請書及び添付書類の内容に偽りはありません。虚偽の記載や不正があつた場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消され、その取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、その全部又は一部を市の定めた期限までに返還します。